

自動車保険アフロス契約についての一考察

——最近の裁判例を手掛かりに——

日 野 一 成

■アブストラクト

損害保険代理店が保険契約締結の代理権を付与されていることから、事故発生後に事故者が代理店と共謀して事故発生前に契約成立日や保険料支払日を不正に遡及させて偽装するアフロス契約が存在し得る。実質的契約当事者が共謀して保険契約申込書や保険料領収書の日付を事故前に遡らせて作成すると、書証の持つ事実上の推定力により、保険者において保険料未収の証明責任を事実上負担することになり、従来、訴訟上において、その立証が極めて困難であると考えられてきた。

本来、保険契約は保険者と保険契約者間において保険契約の意思表示の合致すなわち申込と承諾により成立する諾成契約であり、保険料の支払または書類の作成をまたず、合意だけで成立することは判例や学説の一致した見解である。

しかし、保険実務では通常保険契約は事実上、要式化されており、約款上、保険料領収前事故保険者免責規定がある。したがって、実質的に保険料の支払行為とほぼ同時に損害保険契約が成立すると考えられることから、保険料領収証等の交付が損害保険契約成立の証拠と看做して、これがない場合には損害保険契約の成立が認められない。

そこで、保険始期に接近した保険事故が発生し、アフロス契約が疑われ、事実関係が真偽不明の場合、保険料未収の証明責任が問題となるが、これを本稿では、もっともIT化が進む自動車保険契約において、保険会社が敗訴した最近の裁判例を手掛かりに改めて考察したい。

●キーワード

自動車保険, アフロス, 保険料未収の証明責任

目次

1. はじめに(問題の所在)
2. 従来の保険料未収の証明責任に関する議論
3. 自動車保険における最近のアフロス契約にかかわる裁判例と考察
4. おわりに

1. はじめに(問題の所在)

損害保険契約においては、損害保険代理店(保険会社の契約係社員を含み、以下、「保険募集人」という)が実質的に保険会社より保険契約締結の代理権を付与されていることから¹、保険契約者が事故発生後に保険募集人と共謀して事故発生前に契約成立日や保険料支払日を不正に遡及させて偽装するケースが認められる。これは、アフター・ロス契約²(以下、「アフロス契約」という)と呼ばれているものである。

一般に、被保険者が故意に不正、不当もしくは過剰に保険給付を得ようとすることを「モラルリスク」³というが、損害保険会社に報告された保険事故が故意に作出された真正でないものや保険事故は真正であるが、保険金請求内容が真性でないケースが認められる。アフロス契約は、事故自体は真正に発生し、契約内容が真正でないことから、後者に分類されると考えられる。

¹ ここでは、主に代理店委託契約に基づく代理店を想定しているが、保険会社の社員である契約係や代理店研修生も想定内である。

² 広海宏一・堀善多『保険用語辞典』(日本経済新聞社、1997年)23頁参照。アフター・ロス(after loss)は、保険業界の慣用語で、保険事故が発生した後に締結される保険契約のこととされる。

³ 山下友信『保険法』(有斐閣、2010年)65頁参照。道徳的な危険を「狭義のモラルハザード」(moral hazard)というが、人が制度を不正に利用する危険。モラルリスクは道徳的危険の和製英語であるが、保険実務では同語の使用が一般的であるとしている。

特に、アフロス契約では、保険契約者が事故の発生を隠蔽し、保険募集人を欺罔して正規の保険契約を締結し保険料を支払った後に、事故報告を行えば、保険金請求が可能になる⁴。しかしながら、この場合、証明責任の一般原則から、保険契約者側において契約成立後に事故が発生したことの証明責任を負うと考えられ、これを単独で首尾よく成功させることは保険契約者にとっては必ずしも容易ではない⁵。そこで、多くは、保険契約者と保険募集人が共謀する事例ということになるが、アフロス契約事案における保険募集人の共謀の動機には、経験則によれば、次のようなケースが考えられる。

①保険募集人の取保に占める割合の高い大口契約者のキーパソンである契約者の強い要請により、その圧力に屈してやむなく共謀を図るケース、②社会的、人的関係のある契約者側からの要望とその見返りを期待して共謀するケース、③契約意向のあった者に対し、契約締結が保険募集人側の事情により遅滞し、被保険者からの事故発生の通知により、募集人自らの責任回避を

⁴ 金澤理「自動車保険契約の成立」(損害保険判例百選<第2版> [別冊ジュリスト138])18頁参照。金澤教授は、当該裁判例の解説の中で、アフロス契約について次のように解説する。すなわち、「いわゆるアフロス契約(Contract after loss)とは、保険契約締結前に、保険事故もしくは損害事故またはこれらの事故の原因がすでに発生しており、かつ保険契約者または被保険者がその事実を知りしているにもかかわらず、保険契約により保険金の支払をうけることを意図して、保険期間の始期を不正に遡らせ、保険事故等の発生前から契約の効力が生じているかのように偽装された保険契約をいう。アフロス契約は、また、保険事故等の発生につき公的証明をうけることを要しない場合については、事故発生の日時を不正に繰り下げるという方法によって仕組まれることもある」としている。

⁵ 金澤・前掲注4・19頁参照。金澤教授は、アフロス契約は保険制度の本質に反するものであり、場合によっては詐欺罪をも構成する行為として、排除の必要性を説く。その方法として、事前予防が難しく、事後調査に重点が置かざるを得ないとして、そのチェックポイントを伊藤東作氏の論文を引用して、次の3点を示し、それらが評釈した裁判例の諸点に対応するものであり、保険会社がアフロス契約を疑ったことは無理もないものとしている。すなわち、①始期接近事故、②事故通知状況、③付保動機・契約経緯、であるが、契約者が単独独行の場合、特に、③については、保険募集人が基本的に保険会社側に対し、一定の真实性をもって調査に応じることから、アフロス契約であれば、不正行為の成功は困難性が生じることになると考えられる。

図るケース、④保険募集人が契約締結内容の瑕疵、あるいは瑕疵があると思いついで、そのカバーを図るケース等である。これらの不正行為が発覚した場合、保険募集人の募集人資格が問われることになることから、このような共謀事例が訴訟事案として現れることがある⁶。

保険募集人が保険契約者と共謀して保険契約申込書や保険料領収書の日付を事故前に遡らせて作成すると、書証の持つ事実上の推定力により、保険者において保険料未収の証明責任を事実上負担することになり、従来、訴訟上において、本来、身内のはずの保険募集人と利害対立することになり、保険会社によるアフロス契約の立証が極めて困難であると考えられてきた⁷。

本来、保険契約は保険者と保険契約の意思表示の合致、すなわち申込と承諾により成立する諾成契約であり、保険料の支払または書類の作成をまず、合意だけで成立することは判例や学説の一致した見解である⁸。しかしながら、保険実務においては、保険者があらかじめ印刷した保険申込書に必要事項の記入や署名捺印が要求される。この点、今日的には、あらかじめ保険募集人が保険申込人に契約内容の条件を確認し、それをオンライン端末に入力して、プリントアウトした保険申込書が保険申込人に交付され署名捺印を要求する等、契約のデジタル化⁹が図られている。したがって、このような保険申込書をともなわない申込に対して、保険者は保険引受を承認しないのが通例であるから、通常の保険契約は事実上、要式化されていると考えられている¹⁰。

⁶ 保険募集人のアフロス契約事例として、浦和地判昭和58年12月21日判時1123号113頁参照。

⁷ 山下・前掲注3・208頁参照。本文の保険募集人共謀の動機の4つのケースでは、保険募集人が全て被保険者及び自らの利益を図るための共謀事例であり、保険会社にとっては、アフロス契約立証は困難性が伴う。

⁸ 西嶋梅治『保険法〔新版〕』（悠々社、1995年）6頁参照。

⁹ インターネット通販やスマートフォンでの専用アプリからの契約等、多様化が顕著である。

¹⁰ 西嶋・前掲注8・7頁参照。

しかしながら、損害保険約款において、保険料領収前の事故は保険者が免責となる規定¹¹（以下、「保険料領収前事故保険者免責規定」という）があることから、実質的に保険料の支払行為¹²と同時に保険契約が成立すると考えられ、保険申込書と保険料領収証の交付等が保険契約成立の証拠と看做して¹³、これがない場合には、保険契約の成立が認められないということになる¹⁴。

そして保険始期に接近した保険事故が発生し、アフロス契約が疑われ、事実関係が真偽不明の場合、保険料未収の証明責任が問題となるが、筆者は、保険契約申込書等の内容が保険会社のオンライン上に履歴を残している場合、保険契約の申込と承諾の合致と捉え、保険契約が有効と判断すべきであると考えている。そこで、本稿では、もっともIT化が進む自動車保険契約において、保険会社が敗訴した最近の裁判例を手掛かりに本問題を考察することを課題にしたい。

¹¹ 「当会社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた損害に対しては保険期間を支払いません」との規定。

¹² 保険料の支払方法には、銀行口座振替やクレジット払い等あり、現金の収納が伴わないことも多い。

¹³ 東京高判昭和53年1月23日判時887号110頁参照。本件は、代理店と契約者が従兄弟の関係にあり、事故日に別の自賠責扱い代理店を訪問し、事故が自賠保険の範囲内で収まるかを確認したり、他の所有自動車が無保険車であったり、保険会社に対する事故報告が事故から46日後であるなど、疑わしき点はあるものの確固とした証拠はなく、保険料領収証の日付をもとにアフロス契約を否認し、有責を認めている。本裁判例の評釈として、金澤・前掲注4・18頁参照。

¹⁴ 東京地判平成13年3月28日自保ジ1393号参照。本件は、火災保険契約の4日後、類焼によって損害が発生したとして火災保険金請求したが請求棄却された事例。裁判所は、契約時点では「いかにして保険料額が算定されたかは不明」、代理店が契約に出向きながら「申込書、領収書を持参していなかった」ことで、保険料領収書を発行しておらず、火災保険会社への保険料の送金遅れは、保険料を「受け取ったまま失念していた」とするものであるが、契約日時点においても、どこの保険会社とどの保険種類でいくらの保険金額とするか等「未だ契約の要素が定まっておらず、本件保険契約の成立は到底認められない」と判示し、請求棄却した。

2. 従来の保険料未収の証明責任に関する学説と議論

(1) 学説

最判昭和37年6月12日民集16巻7号1322頁¹⁵は、当時の火災保険約款2条2項の保険料領収前事故保険者免責規定に関して、「保険者は保険料の支払いをうけないままでは、保険期間の開始と同時に保険責任を負うことなく、保険者の保険責任は保険料の支払いを受けるまで開始しない趣旨を定めたものであると解すべきである」と判示した。この結果、保険期間開始後の保険料支払前の事故につき、保険者の保険金支払義務がないとの見解が判例法として確立したと考えられる。

しかし、保険料が事故前に支払われたことについて真偽不明の場合の証明責任の所在を巡っては、学説の別れるところであり、石田教授の分類によれば、次の3つの学説が認められる¹⁶。

①責任開始条項説

当説は、保険料領収前事故保険者免責規定によると保険料領収前の事故については、損害が填補されないことが明白であるから保険会社の危険負担が発生していないのと同視し得ることや、損害保険につき商法所定の免責規定は、算定された危険率から予測できない危険による損害の填補を排除することにあるが、保険料未収は危険率と関係がないから、同規定につき商法の免責規定を類推して免責規定であると解することは相当でなく、同規定は保険料の支払を保険会社の責任開始の要件とすると解釈する¹⁷。そうすると、当

¹⁵ 判例評釈として、西嶋梅治「保険料不払いを理由とする解除の効果」(損害保険判例百選<第2版>別冊ジュリスト138)42頁、服部栄三「保険料不払いを理由とする解除の効果」(損害保険判例百選[別冊ジュリスト70])62頁、保住昭一「保険料不払いを理由とする解除の効果」(保険判例百選[別冊ジュリスト11])66頁、林靖「保険料不払いを理由とする解除の効果」(保険法判例百選[別冊ジュリスト202])26頁参照。

¹⁶ 石田眞「保険料未収の証明責任」吉田秀文・塩崎勤『裁判実務体系 第8巻民事交通・労働災害訴訟法』(平成7年、青林書院)295頁参照。

¹⁷ 鈴木辰紀「火災保険研究」(成文堂、1969年)27頁参照。鈴木教授は、福岡高判昭和33年12月26日判時179号21頁の判決理由を引用し、保険料領収前事故保険者免責規定が保

説において、保険料の支払が保険者の責任開始要件ということから、事故前の保険料支払の証明責任は保険契約者が負うものと考えられる。

②損害不填補条項説

当説は、責任開始条項説に対する批判を前提として、保険期間開始に関する約款の規定が、保険期間中の事故について保険金を支払う原則を定め、保険料領収前事故保険者免責規定が例外として保険期間中に発生した事故でも保険料未収の契約については保険金を支払わないことを明らかにした規定と解すべきであること、理論的にも保険期間は保険会社が契約に基づいて責任を負担すると約束した期間であるから、保険期間の開始とともに保険会社の責任が開始すると考えるのが自然であるとして、保険料領収前事故保険者免責規定を契約が成立して保険期間を開始すれば、保険会社の責任は当然に発生するが、保険事故が生じた際に保険料が未払いだと、保険会社は保険金支払義務を免れる趣旨と解釈する¹⁸。そうすると、当説において、保険会社が保険金支払義務を免れる要件として、保険事故時における保険料未払いの証明責任は保険者が負うものと考えられる。

③同時履行抗弁説

当説は、保険会社が負担する債務を「危険負担債務」とみて、その履行は保険期間の開始と同時にされるが、保険会社は保険料の支払があるまでは、民法533条の同時履行の抗弁権を根拠として危険負担債務の履行を拒絶することができる。すなわち、保険料領収前事故保険者免責規定を民法533条の同時履行の抗弁と同旨と解する¹⁹。そうすると、当説において、危険負担債務の履行義務を免れる要件として、事故前の保険料未払いの証明責任は

保険料領収の確実を期するため、本来ならば保険期間の始期とともに開始すべき筈である保険者の責任の開始を保険料の支払に懸らしめたものと解すべきであるとしている。服部栄三「保険金請求権の発生および消滅」大森忠夫「商法・保険法の諸問題 大森忠夫先生の還暦記念」（有斐閣、1972年）356頁参照。

¹⁸ 西島・前掲注8・135頁、加藤勝郎「火災保険契約の成立と保険料の支払い」田辺康平・石田 満編『新損害保険双書（1）』（文眞堂、1982年）195頁参照。

¹⁹ 鈴木・前掲注17・11頁参照。

保険者が負うと考えられる。

上記分類以外に、西嶋教授の分類によれば、以下の学説が認められる²⁰。

④二重条件説

当説は、保険期間の開始とともに、保険会社は保険事故が発生すれば保険金の支払をなすべき抽象的な保険金支払債務を負担しており、保険事故の発生の結果、この債務は具体的な保険金支払債務に転化するが、保険料領収前事故保険者免責規定は、保険料の前払いの趣旨を徹底させるために、保険料の支払を上述の転化の要件とする条件を加え、結局、保険会社の保険金支払義務は、この保険料の支払という二重の条件によるとする²¹。そうすると、当説において、保険会社が保険金支払義務を負う要件として、保険料支払の証明責任は保険契約者が負うものと考えられる。

(2) 学説上の議論

西嶋教授によれば、①責任開始条項説は保険料の支払があるまで保険会社の責任が開始しないため、保険料の支払遅滞期間だけ保険期間が短縮されるか、保険期間の終期が先に延びると解すべきことになる。これを前者と解すると実際の保険期間は保険料に見合う1年間には不足し、後者と解すると、証券記載の保険期間の末日が当然に変更されて延長されることになり、当事者の合意に反し不自然とする²²。しかし、保険料支払を怠った保険契約者は、その遅滞期間だけ保険期間短縮の不利益を受けるのは当然と考える余地があり、この考え方は制裁的な色彩をもつので、②損害不填補条項説に近づくとする²³。

服部教授は、最判昭和37年6月12日民集16巻7号1322頁が当説の多数と一致するとした上で、保険料の支払があるまでは保険者の責任が開始しない趣旨

²⁰ 西嶋・前掲注15・43頁参照。

²¹ 服部・前掲注15・63頁参照。

²² 服部・前掲注15・63頁参照。

²³ 西嶋・前掲注15・43頁参照。

であると解することで生じる西嶋教授が指摘する不自然点を指摘しつつ、保険料領収免責規定が、抽象的保険金債務が具体的保険金債務に転化する要件を特約したものであるとする²⁴。

一方、西嶋教授は②損害不填補条項説は、保険証券記載の保険期間の初日から保険者の責任（危険負担）が開始することを前提とし、危険条件的制限の一つとして事故発生時に保険料未収の場合に採ったものが損害不填補条項形式の規定であり、責任開始条項形式の規定とはその意味内容を異にすると解するのが妥当としている。

大森教授は、実質的に考えれば、①責任開始条項説や②損害不填補条項説の両者は表現の差異に過ぎないとしたうえで、危険の条件的制限の一つとされる船舶不堪航の場合などを考え合わせると、保険料未収の事実が保険金免責事由にすぎず、必ずしも保険者の責任開始を拒むものではなく、責任の開始後に保険料未払いという状態の下で事故が発生したときに、保険者は免責されるという構想で理解することが可能であるとする²⁵。

加藤教授は、保険期間が保険者の責任期間であり、特約のない以上、保険期間の開始とともに保険者の責任も開始すると考えるのが妥当であることから、②損害不填補条項説が正しい方向性を採っているとする²⁶。

また、西嶋教授は、③の同時履行説は、保険者の危険負担義務の履行が格別の積極的な履行行為を要しない期待値の創設という特殊性を強調し、「保険料なければ保険なし」という保険契約の対価構造を鋭く分析したものとしたうえで、売買のような実定契約における同時履行と保険の様な射幸契約における同時履行とを同一レベルにおいて処理する点に無理があるとしている。

大森教授は、同時履行の抗弁の法則は、双方の債務が共に履行期にあるこ

²⁴ 服部・前掲注17・356頁参照。

²⁵ 大森忠夫「火災保険普通保険約款第2条第2項の解釈について」（法学叢論68巻5・6号）227頁参照。

²⁶ 加藤・前掲注18・195頁参照。

とを前提とし、保険金支払義務は保険事故の発生を条件とする不確定な義務であるから保険事故発生以前に同時履行の民法上の法則が適用される余地はないとしている²⁷。

鈴木教授は、従来から保険料領収前事故保険者免責規定が同時履行の抗弁権と理解されてきたものであり、通説であったとするが、保険者の債務を不確定な損害填補義務とみて、これと保険料債務とが相対立するもとの理由から、保険料領収前事故保険者免責規定が同時履行の抗弁権を規定したものではないとしている²⁸。

さらに西嶋教授は、④二重条件説は、保険期間の開始とともに保険会社は抽象的であるが、保険金支払債務を負担しており、保険料不払いを理由として保険会社が保険契約を解除した場合には、保険者の責任開始後の解除として、解除は遡及効を有せず、保険会社は解除のときまでの既経過保険料の請求のみが可能になるとしている²⁹。

上記の様に事故前に保険料が支払われたことについて真偽不明の場合の証明責任の所在を巡っては、学説の別れるところであるが、多数説である①責任開始条項説は、保険料の支払の証明責任を保険契約者側が負っており、最判昭和37年6月12日民集16巻7号1322頁の趣旨やアフロス契約というモラルリスク排除の約款構成の観点にも合致していることから、①責任開始条項説が妥当するのではないかと考えられる。そこで、次に①責任開始条項説をふまえ、自動車保険における最近のアフロス契約にかかわる裁判例を確認したうえで考察したい。

²⁷ 大森・前掲注25・220頁参照。大森教授は、この説明に加えて、貨物海上保険、運送保険、航空運送保険などについて、それらの約款に保険料の支払と保険者の責任に関わる特別の規定がないことを指摘し、保険契約者の保険料払い込み遅延の場合、保険者が当然に免責となるかは疑問とする。

²⁸ 鈴木・前掲注17・11頁参照。

²⁹ 西嶋・前掲注15・43頁参照。

3. 自動車保険における最近のアフロス契約にかかわる裁判例と考察

自動車保険における最近のアフロス契約にかかわる裁判例で、保険会社が敗訴した、横浜地・川崎支判平成27年4月27日自動車保険ジャーナル1963号164頁（車両全周イタズラ被害）を題材に、その敗訴要因等について考察したい³⁰。

³⁰ 本文の裁判例以外では（1）大阪高判平成11年2月25日自動車保険ジャーナル第1333号、（2）東京地判平成16年10月25日交民集37巻5号1438頁、（3）東京地判平成18年7月20日自動車保険ジャーナル第1655号が認められるが、判旨等は次の通り。（1）は、ディーラーの整備士である原告が事故発生を知って保険契約を締結したアフロス契約（領収証の前後使用）と認定され、保険会社の免責が認められた。裁判所は、原告が2か月前に買い替えた新車を車両保険未付保の旧契約に入替の異動承認をしていたが、元同僚であった代理店Aを通じて、金曜日夜、車両保険を付保する新規契約を結び当該保険料を支払ったとして、翌々日の日曜日に盗難被害にあったと届け出たことについて、代理店Aは土、日曜日が所属事務所の営業日であったものの、入金は月曜日で保険料領収証の前後使用があったこと等から、保険会社に「保険金を支払う義務はない」とした。（2）は、代理店が行ったアフロス契約で締結された自家用自動車総合保険契約につき、商法642条により無効であるとして、裁判所は保険会社の免責を認めた。加害者Bが付保するY保険は、被害者である原告との間で示談交渉を行い、原告に対し保険金支払いが受けられるとの期待を抱かせたこと、Y保険は自らの代理店が行ったアフロス契約行為によっては、内部的に監督責任や代理店の責任を追及すれば足りること、Y保険が原告に対する損害の賠償について責任を持つと約束したとして、信義則上、自らの代理店の行為を理由に保険契約の無効を主張することはできないと主張。裁判所は、Y保険と代理店とは別個の法主体であり、Y保険と代理店との関係は内部関係とはいえず、賠償について責任を持つと約束した主張についても、Y保険の支社長らは被保険者に対して、支払いを要請していることを約束にとどまるものとして、原告主張は理由がないとした。（3）は、原告が所有する自動車4台のうちの2台、本件セルシオとベンツ（車両保険なし）に保険契約締結の翌日の夜から翌々日にかけて、本件セルシオが自宅駐車場に駐車中盗難されたと警察に届出。車両保険金額200万円の保険金請求につき、貸金の担保として取得ないし預かりの車両であり、短期間で処分する予定であったことから任意保険に加入しなかったが、結婚を期に契約したとする車両保険を付保した車両に限って盗難された。また、原告の配偶者が最後に使用したとするが、同配偶者に確認せずにただちに盗難と考え警察に届けた等のほか、供述の変遷等から、裁判所は「保険期間開始後に盗難被害が発生したことを認めるに足りる証拠はない」として請求棄却。保険会社による保険金支払拒否が不法行為に当たらないとし、保険会社に対する損害賠償請求も否認した。

I 横浜地・川崎支判平成27年4月27日の事案の概要と判旨

[事案の概要]

本件は、原告が「所有の自動車（メルセデス・ベンツ）について、被告との間で車両保険契約が締結されており、契約日翌日に何者かによって上記自動車が損傷され、修理費用として425万9451円が発生した」と主張して、同契約に基づく上記修理金額及びその商事遅延損害金の支払を求めた車両保険金請求事案である。被告は、本件損傷行為または車両保険契約の締結に疑義があるなどと主張し、原告が請求する保険金の支払を拒否していた。

[判旨] 一部認容、一部棄却

1 認定事実

前提事実等、証拠（略）及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、ビルのメンテナンス、清掃業務などを目的として平成8年10月に設立され、設立以来Aが代表者を務めている。Aの妻Bは鬱病に罹患し、自殺未遂を繰り返すため、Aは、Bを病院に連れて行ったり、一緒にいる時間を長く設けたりしていたが、結局、Bは、平成23年7月13日に死亡した。

(2) Cは、Bの知人（高校の同級生の中学時代の同級生）であり、平成3年夏以来、D保険会社のE営業部従業員であったことから、A夫妻やその子どもの保険、原告社用車の保険も扱っていた。

(3) Aは、自動車の運転が趣味であった。そのため、自らが代表者を務める原告をして、輸出入代行業などを業とするF株式会社（以下「F会社」という）から、平成22年1月20日、本件自動車（メルセデス・ベンツ）を代金合計320万6,810円で購入した（C会社で分割払のローンを組んだ）。本件自動車は、平成22年2月3日付けで使用者をA名義で登録されているが、実際の使用者・実質上の所有者は原告であり、また、ローンの関係で、C会社が所有権留保の担保権を設定し、車検上の所有者はC会社であった。なお、本件自動車がAの手元に届くと、Aは、Cに依頼して、被告との間で「B保険」という自動車保険契約を締結していた（内容は後記追加前保険契約と同様で

ある)。車両保険については、月額3万ないし5万円する旨言われたため、このときは付保しなかった。

(4) 原告と被告は、平成23年2月16日に、契約自動車を本件自動車、保険期間を同月17日午後4時から平成24年2月17日午後4時までとした追加前保険契約（保険料年額6万960円）を締結した。Aは、この頃、本件自動車を運転し対向自動車と接触させる事故を惹起させ、本件自動車のサイドミラーを傷つけてしまい、修理費用が10万円くらい必要である旨言われたため、追加前保険契約に車両保険も付保しようと考えを改め、このことをCにも伝えたが、Bの病状が芳しくなかったため、車両保険の付保手続は延び延びになっていた。

(5) Bが平成23年7月13日に死亡してから、1、2週間後に、Aは、Cに対し、本件自動車がいくらまでの車両保険に入れるのか問い合わせた結果、「1000万円まではOK」である旨の回答があった。そして、保険金額を900万円にした場合と、1000万円にした場合の保険料が提示され、Aは、保険料の関係で、900万円を選択した（追加前保険契約を含む合計保険料は14万7100円になる）。上記追加された車両保険は、「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水その他偶然な事故によって契約車両に生じた損害及び契約車両の盗難によって生じた損害に対し、被告は、本件保険契約の定め（支払は保険金額及び保険価額の範囲）に従って被保険者に車両保険金を支払う」というものである。

(6) Aは、平成23年8月9日頃、Cと会い、車両保険の申込書（契約変更日を「平成23年8月8日」と不動文字で記入したもの。証拠（略）は、後記訂正後のものである。Cは、自動車保険変更届出書を同月8日午前10時7分に作成している）を渡されたが、原告の法人印を持参していなかったため、同月9日頃の申込みとはならず、改めてCの休暇明けである同月16日にAの自宅で手続をすることにした（Cは、友人であったBの霊前に線香を手向ける予定であった）。

(7) Cは、平成23年8月16日午前、娘も同行してA宅に赴き、Bの霊前に

娘と一緒に線香を手向けた後、Bを被保険者とする死亡保険金の請求書(D保険会社のもの)と本件自動車の車両保険の変更届出書を持参した。Aは、契約変更日を「平成23年8月8日」の日付けの「8」部分を「16」に訂正した上、原告の法人印を押捺し、その他必要箇所に押印して、Cに交付した(上記死亡保険金請求書もCに交付した)。なお、Aは、上記D保険会社ら100万1378円の死亡保険金を受領したほかに、G保険会社から6万ドル(当時の為替相場〔1ドル約80円〕で約480万円)の死亡保険金を受領した。

(8) Aは、Cが帰った後、仕事に出掛け、本件自動車を運転して帰宅し、同日(平成23年8月16日)午後6時から7時頃、川崎市<地番略>所在の駐車場内に本件自動車を駐車させた。

(9) Cは、Aから受領した必要書類を持ち帰り、平成23年8月17日午前11時18分頃に証拠(略)の自動車保険変更届出書を作成した。

(10) 平成23年8月17日午前5時30分頃、氏名不詳の30代から40代の男性1名(丸刈りの頭髮、やや痩せた中背で、黄色いスポーツウエアを着ていた)が、前記駐車場内に駐車していた本件自動車に対し、奇声を発しながら、路上に落ちていたコンクリート片で車両パネル全般、フロントガラス、ボンネット、ランプ及びタイヤホイールにひっかき傷等をつけ、サイドミラーを損傷させる等した(本件保険事故)。Gは、上記の様子を居住するアパートの2階窓から目撃していた。

(11) Aは、平成23年8月17日午前9時頃起床し、本件自動車とは別の軽自動車に乗って出掛けたところ、電話で「本件自動車がいはずらされ、警察が来ている」との連絡を受け、同日午前11時頃、急いで前記駐車場に戻った。駐車場には、警察官やGが来て、警察官から必要書類の書式を交付され、「後ほど交番に来てほしい」と言われた。Aは、すぐにCに電話をし、本件自動車がはずらされ、傷つけられた旨を伝え、本件保険契約の手続等を確認した上、被告の事故受付センターに連絡した。また、F会社にも電話を架け、修理を依頼した。

(12) 本件保険事故による本件自動車の修理費用をF会社に見積もらせた

ところ、F会社から修理費用を425万9451円とする見積書が提出された。

2 判断

(1) 被告は、「本件保険契約の日時は、本件損傷行為が行われた平成23年8月17日午前5時よりも後であり、本件保険事故発生後に締結されたアロス契約である」旨主張するので、検討する。

前掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、〈1〉原告代表者のAとCは、平成23年8月9日頃に本件保険契約を締結しようとしていたこと、〈2〉契約変更日欄には、当初、印刷文字で「平成23年8月8日」と記載されていたが、この日付け部分の「8」を手書きで「16」と訂正記入され、その上から原告の社判が押捺されていること（証拠（略）をみると、「16」の上から赤い朱肉の印影がある）、〈3〉A及びCの陳述又は供述には、日時について若干の混乱ないし変遷がみられるが、これらは通常の記憶違いの範囲と認められ、その根幹部分は一貫しており、その信用性を減殺させるものではないこと（証拠（略）の調査報告書におけるA及びCの供述と証拠（略）、証人Gの証言、原告代表者尋問の結果との日時に差異があったとしても、上記評価を左右するものではない）、〈4〉原告及びAとも、経済的に困窮していた事情はなかったこと（Aは、妻Bの死亡保険金として約580万円を受領している）、などの事情に鑑みると、前記被告の主張は到底採用することができない。

(2) 原告は、「被告の本件車両の保険価額は、320万6810円以下である」旨の主張は、時機に後れた攻撃防御方法である旨主張する。

しかしながら、被告の上記主張は、証拠（略）（全損の場合、支払うべき保険金は保険価額である旨明記されていた）、証拠（略）によって認められる事実を整理して主張しているにすぎず、新たな証拠等を不意打ち的に提出するものとまでは認められない。そうすると、時機に後れたとする原告の主張は採用することができない（ただし、被告又は保険代理店は、保険価額の範囲でしか保険金が支払われない旨を保険契約者に説明・認識させ、過大な保険金額での保険契約を抑制すべきではあった）。

(3) 前記認定事実に照らすと、原告は、偶然の事故によって契約車両であ

る本件自動車は修理費用425万9451円の損害を被ったところ、本件自動車の市場販売相当額(保険価額)が320万6810円と認められるから、保険価額の範囲で原告の保険金請求は理由があるというべきである。

3 まとめ

以上によれば、原告の請求は、本件保険契約に基づき、保険価額である320万6810円及びこれに対する本件保険事故後で相当期間経過後の平成23年12月23日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないことになる。

II 考察

本判決に対し、証拠資料等に触れることは困難であるが、判決内容から事実関係を推認し、保険実務の観点から考察したい。

本件における保険会社の主張は、以下の通り。

(1) 本件保険事故が偶然の事故であることについての立証がない(後に、被告は、争点とはしない旨表明)。

(2) 本件保険契約の日時は、本件損傷行為が行われた平成23年8月17日午前5時30分よりも後であり、本件保険事故発生後に締結されたアフロス契約というべきである。

(3) 本件保険契約で支払われる保険金は、保険価額が上限とされているところ、本件自動車の保険価額は、320万6810円以下である。

上記保険会社の主張を検討すると、(1)について、後に争点としない旨表明しているが、最判平成18年6月6日判時1943号11頁は、車両の表面に傷がつけられた保険事故の偶然性の証明責任は保険会社が負う判断したと考えられることから、その主張自体が失当であったと考えられる。

この点、目撃者Gによれば、犯人は、「氏名不詳の30代から40代の男性1名(丸刈りの頭髮、やや痩せた中背で、黄色いスポーツウエアを着ていた)が、前記駐車場内に駐車していた本件自動車に対し、奇声を発しながら、路上に落ちていたコンクリート片で車両パネル全般、フロントガラス、ボン

ネット、ランプ及びタイヤホイールにひっかき傷等をつけ、サイドミラーを損傷させる等した」とのことであるから、事故の発生そのものは一定程度証明されていると考えられる。

しかしながら、犯行そのものは実際に行われたとしても、上記のような奇声を発しながらの犯行は、極めて不自然であり、Aとの共謀が強く疑われる。すなわち、犯行が車両全体に損傷が及びランプやタイヤホイールという細部にまで至っていることから、これは故意に事故を惹起し、多額の修理費相当の車両保険金と必要最小限の修理費との差額の取得を企図した保険金詐欺の類似形態であると考えられる。すなわち、犯行が午前5時30分頃に行われ、奇声を発しながらの行為に異常性が認められ、一般人の犯行としては考え難く、一見、精神異常者の犯行の可能性が認められる。

その場合、近隣の住民の可能性が高く、犯人が特定される可能性が高いと考えられるが、犯人の検挙に至っていないことから、犯人は精神異常者を装い、冷静に多額の車両保険金の取得を目的として犯行を実行した共犯者の可能性が排除されないということになる。

次に、(2)については、車両保険の追加付保とする異動承認請求書の日付欄には、当初、印刷文字で「平成23年8月8日」と記載されていることから、代理店端末のログ確認を行えば、作成日付が確認できるはずである。それをとるまでもなく、印字日付に争いがないのであれば、Aより車両追加付保の異動の意思表示が行われ、それをCが受け付けたことを意味している。保険実務では、この手続きで異動承認が行われることもあり得るが、本件では、異動承認請求書に対する契約者の署名捺印の時期が争われていることから、それが印字日付を訂正した8月16日ではなく、事故の8月17日午前5時30分より後か否かが争点となっている。この点、「Cは、Aから受領した必要書類を持ち帰り、平成23年8月17日午前11時18分頃に証拠（略）の自動車保険変更届出書を作成した」とのことであるから、少なくとも事故発生後の11時頃、Aが事故覚知された後と考えられる。これは、再度、異動承認請求書の日付を8月16日に代理店端末で訂正したことを意味していると考えられる

が、何故、8月17日午前11時18分になったのか。この点、代理店に対する事故通知の時間関係を携帯電話等のデジタルな記録によって検証されるべきであったと考えられる。

すなわち、CがAに8月16日に行って異動承認請求書に署名捺印を受領したか否かの合理的な立証が十分なのかどうか。AとCの口裏合わせの可能性が排除されないものと考えられる。通常、保険募集人のCが本件でAと共謀してまで保険金の不正請求を行う動機は乏しいが、8月8日付で異動承認請求書の作成を行い、8月9日に両者が面談し、Aの事情により、署名捺印ができなかったものの、その再調印が延びたのはCの夏休みが原因であることから、Cが責任を感じ、Aとの共謀に至った可能性が排除されない³¹。少なくとも、事故前にAより異動承認請求書に署名捺印を得ていたということは真偽不明である。

しかしながら、このような真偽不明の状況が生じることから、自動車保険のようなIT化が進む契約では、保険募集人による異動承認請求書の作成日時をもって、保険契約者の意思確認と看做し、異動承認することが諾成契約の観点からも今日的な保険会社の対応であるべきなのではないだろうか。

そして、(3)であるが、保険会社は、「本件保険契約で支払われる保険金は、保険価額が上限とされているところ、本件自動車の保険価額は、320万6810円以下である」と主張し、この点、原告から「時機に後れた攻撃防御方法である」旨主張されたが、裁判所はそれを否定している。しかし、本車両保険契約は車両価額協定特約のはずであり、車両保険金額を900万円引き受け、その対価として保険料を受領済みであり、引受段階で、その妥当性がチェックされるべきであり、取得価格を大きく上回る保険金額が設定できることで、モラルリスクを誘発することにもなる。したがって、保険会社が価格協定特約の保険金額を無視するような主張を行うことは信義誠実の原則に反すると考えられる。

³¹ 本稿3頁「アフロス契約事案における保険募集人の共謀の動機」③を参照。

そもそも、本件が不正請求の疑いがあるのは、Aが代表を務めるFの修理見積りが425万9451円であり、Aに実際に生じる修理費コストは部品代相当分程度であり、経験則によれば、100万円未満の部品代であった可能性が高いと考えられる。これに対し、修理見積額を車両保険金として支払うと、Aには300万円を超える利得が生じることになる。この点を明らかにして、Aの多額の保険金取得による実質的な経済的利益から、動機面に対する主張を補強すべきであったと考えられる。

最後に、本件は控訴され、その結果は不明であるが、Aは犯人と共謀して、被保険自動車全周に損傷を加え、その結果、実際は低額の修理が可能であるが、自身が代表のFをして高額の見積額を出し、300万円を超える経済的利益の取得を企図した疑いがある。一方、Aが車両追加付保の異動承認が成立していたものと過信していたところ、それが未成立であると知り、Cを追及した結果、そのミスカバーする形でAとCが共謀してアフロス契約を成立させた可能性が排除されない。

新規の自動車保険契約では、一般的な契約の流れとして、契約者からの契約の申し込み、保険募集人による保険料試算・見積作成、申込書作成、契約成立、保険料領収になるが、IT化が進む自動車保険契約では、保険料試算・見積作成、申込書作成の段階でそのログ確認が可能であり、少なくとも事故発生日時が確定されれば、それらの行為の前後が明確になる可能性が高い。保険料領収については、クレジット払いや口座振替等、その場で全保険料の領収が契約成立と同時に実行されるケースはむしろ少なくなっているといえる。この結果、諾成契約の趣旨からすれば、保険料領収の有無以前に、これらの契約経緯における、ログ情報を確認することで、アフロス契約か否かを判断すべきなのではないかと考えられる。

この点、被告の保険会社において調査が不十分な可能性があり、裁判所は保険会社に争点に関する証明責任を負わせたものと考えられ、一方で偽装事故の疑いが排除されない事案として、損害認定において制限的な判断をしたものと考えられる。しかし、そのような状況下において、正攻法ではなく、

安易に免責主張を行うことや車両価額協定特約でありながら、特約を無視するような主張を行うことは保険会社のスタンスとして問題がなかったと断じ得ないものと考えられる。

4. おわりに

アフロス契約では、事故発生日時と契約締結日時との関係性が問題となってくるが、特に自動車保険ではITの進化に伴い、保険募集人の端末と保険会社のそれがオンライン上で結ばれており、デジタルなログ情報の確認を通じて、その真偽の判定が容易になってきていると考えられる。すなわち、約款上の保険料領収前事故保険者免責規定は、保険契約の申込みに関わる日時が特定困難な時代において、最終的に保険募集人による保険料の領収前後で、有無責を判定しようとしたものと考えられる。そうすると、保険料支払の要件については、特段の事情のない限り、諾性契約の観点からも、保険契約の締結と同時に保険料の支払行為がなされたとの推定を行っても良いのではないかと考えられる。すなわち、保険料の領収は当然として、その日時の特定が真偽不明であっても、そのリスクを保険契約者に負担させなくてもよいのではないかと考えられる³²。

一方、例えば、東京海上日動社の「ちょいのり保険」は、その多くが一日を保険期間とする自動車保険であるが、スマートフォンからでもクレジットカード決済により、自動車に乗る前に保険募集人を介さずに手軽に契約ができる。これは、事故が発生した後に、その場で契約を締結することも容易であり、そもそも接近事故契約であることに加え、保険会社が自動車の現物確認もせずに、車両保険に加入できることから、アフロス契約が行われやすい。これに対し、保険会社がアフロス契約の発生リスクを承知した契約形態であ

³² 広島地裁支判昭和49年6月7日判時770号97頁参照。本件は、被保険者が約束手形を振出して保険料を支払った事案につき、手形決済による換金化を待たずに、手形を受領した時点で保険の効力が及ぶものと解された事例であるが、被保険者の保険料の支払意思をもって、契約が有効であると判断したものと考えられる。

ることからすれば、保険料未収の証明責任を保険会社が負うべきであることは当然であろう。

しかしながら、実際の保険実務では、事故の発生日時の特定が重要であることから、基本的には被保険者が保険事故の発生日時の証明責任を負うものと考えられる。この結果、契約締結や保険料の支払はデジタル情報であることから、結局、被保険者において、事故がアフロス契約でなく、真正なもの、すなわち、保険契約後に事故が発生したことの証明責任を負うことになると考えられる。

この点、保険会社は、まずは、被保険者に事故の発生日時の立証をさせ、その上で、なおアフロス契約の疑いがあれば、保険会社が反証を行うということになると考えられる。その際のチェックポイントは、事故発生の事実、事故通知状況や付保動機の確認が中心になると考えられるが³³、事故関係者の携帯電話の通話履歴やグーグルマップのタイムライン³⁴等を通じてデジタルな立証活動が肝要であろう。

特に、当該案件が保険金詐欺グループの様な組織的犯罪集団に関係する悪質なケースでは、警察への相談・連携を通じた、防犯カメラやNシステムによる警察当局の捜査も視野にいたした対応も必要であり³⁵、損害保険防犯対策

³³ 金澤・前掲注4・19頁参照。

³⁴ データは、自ら変更が可能であり、かつ、立ち寄り先が必ずしも正確とまでは言えないが、大まかな状況は把握が可能であると考えられる。

³⁵ 刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）が平成28年6月3日に公布されたが、同時に改正された「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（以下、「改正通信傍受法」という）（平成11年法律第137号）は、平成28年12月1日に施行されている。従来の通信傍受法の対象犯罪が、薬物犯罪、銃器犯罪、組織的犯罪、集団密航の4種類（別表第一）のみであったが、改正通信傍受法は、別表第二として、殺傷犯関係、逮捕・監禁、略取・誘拐関係、窃盗・強盗関係、詐欺・恐喝関係、児童ポルノ関係が追加された。この結果、保険犯罪との関連では、車両等の窃盗（刑法235条）や保険金詐欺（刑法246条1項）に対する警察捜査においても活用が可能ということになると考えられる。しかし、通信傍受の要件（3条）では、「犯罪の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信が行われると疑うに足る状況があり、かつ、他の方法に

協議会の役割およびその機能強化も必要と考えられる。

(筆者は鹿兒島国際大学経済学部准教授)

よっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるとき」、当該犯罪が「犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において」、「数人の共謀によるもの（窃盗や詐欺の罪にあっては、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われるものに限る）であると疑うに足りる状況があるとき」との要件がある。したがって、個人犯罪は対象外であり、数人の共謀による組織的な車両等の窃盗団や保険金詐欺グループに対して適用され得るものと考えられる。